

別表1  
日常生活用具の種目及び性能・基準額

区	種目	障害区分及び程度		年齢要件等	性能	基準額	耐用年数	
介護訓練支援用具	特殊寝台	身体(者)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年	
	特殊マット	身体(者)	下肢又は体幹機能障害 1級 2級以上	3歳以上 (常時介護を要する者)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年	
		身体(児)						
		知的(者・児)	重度～最重度					
	特殊尿器	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 1級	学齢児以上 (常時介護を要する者)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年	
	入浴担架	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	3歳以上 (入浴に介護を要する者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年	
	体位変換器	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	学齢児以上 (下着交換等に当たって、介護を要する者)	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	15,000円	5年	
	移動用リフト	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	3歳以上	介護者が重度身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 (ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	4年	
訓練椅子	身体(児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年		
訓練用ベッド	身体(児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年		
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 —	3歳以上 (入浴に介護を必要とする者)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	
	便器	身体(者・児)	下肢又は体幹機能障害 2級以上	学齢児以上	障害者(児)が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 (5,400円)	8年	
	T字状・棒状のつえ	身体(者・児)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 —	—	—	障害者(児)が容易に使用し得るもの。 主体=木材 ラッカー使用 夜光剤使用 ラッカー・夜光剤使用	2,300円 2,500円 3,500円 3,800円	3年
						主体=金属 ラッカー使用 夜光剤使用 ラッカー・夜光剤使用	3,100円 3,400円 4,400円 4,600円	
	移動・移乗支援用具	身体(者・児)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 —	—	3歳以上 (家庭内の移動等において介護を必要とする者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	頭部保護帽	身体(者・児)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 —	—	—	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	15,700円 主材料 スポンジ・革	3年
		知的(者・児)	重度～最重度	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者			37,900円 主材料 スポンジ・革 プラスチック	
特殊便器	身体(者・児)	上肢障害 2級以上	学齢児以上	学齢児以上	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年	
	知的(者・児)	重度～最重度	(訓練を行なっても自ら排便後の処理が困難なもの)					
※1 火災警報器	身体(者・児)	—	2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	※1 1台の機器代金 7,000円 取付料5,000円 +500円×設置必要台数	8年	
	知的(者・児)	重度～最重度						
	精神障害者	—						
自動消火器	身体(者・児)	—	2級以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年	
	知的(者・児)	重度～最重度						
	精神障害者	—						
電磁調理器	身体(者)	視覚障害 2級以上	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年		
	知的(者)	重度～最重度	18歳以上	知的障害者が容易に使用し得るもの。				
歩行時間延長信号機用小型送信機	身体(者・児)	視覚障害 2級以上	学齢児以上	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	7,000円	10年		
聴覚障害者用屋内信号装置	身体(者)	聴覚障害 2級	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年		

区	種目	障害区分及び程度			年齢要件等	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体(者)	腎臓機能障害	3級以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
		身体(児)						
	ネブライザー(吸入器)	身体(者・児)	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者(児) ※3	3級以上	学齢児以上	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	身体(者・児)	呼吸器機能障害又は同程度の身体障害者(児)	3級以上	学齢児以上	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	身体(者)	—	—	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	身体(者・児)	視覚障害	2級以上	学齢児以上(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
盲人用体重計	身体(者)	視覚障害	2級以上	盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年	
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体(者・児)	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	—	学齢児以上(発声・発語に著しい障害を有する者)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	身体(者・児)	視覚障害	2級以上	学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトを言い障害者が容易に使用し得るもの。	100,000円	— (1回限り)
			上肢機能障害	2級以上				
点字ディスプレイ	身体(者)	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	
情報意思疎通支援用具	点字器	身体(者・児)	視覚障害	—	—	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	※2 ①10,700円 ②6,800円 ③7,400円 ④1,700円	7年
	点字タイプライター	身体(者・児)	視覚障害	2級以上	本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体(者・児)	視覚障害	2級以上	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	85,000円 (録音再生機)	6年
							35,000円 (再生専用機)	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体(者・児)	視覚障害	2級以上	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	身体(者・児)	視覚障害	—	学齢児以上(本装置により文字等を読むことが可能になる者)	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	198,000円	8年
	盲人用時計	身体(者)	視覚障害	2級以上	音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,300円 音声時計の場合 13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	身体(者・児)	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者	—	学齢児以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの。	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	身体(者・児)	聴覚障害	—	本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年
	人工喉頭	身体(者・児)	喉頭摘出した障害者	—	—	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	(笛式) 5,100円 気管カニューレ付きの場合 8,300円	4年
(電動式) 72,200円							5年	
福祉電話(貸与)	身体(者)	難聴者又は外出困難な身体障害者	2級以上	18歳以上 コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	設置工事料並びに基本料及び付加使用料以外の使用経費は利用者の負担とする。	—	

区	種目	障害区分及び程度		年齢要件等	性能	基準額	耐用年数	
情報意思疎通支援用具	ファックス (貸与)	身体(者)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能	3級以上	18歳以上 コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	設置工事料及び付加使用料以外の使用経費は利用者の負担とする。	—
	緊急通報装置	身体(者)	身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する重度身体障害者であって、必要と認められるもの	18歳以上		障害者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能なもの。	66,000円	—
	点字図書	保健福祉局長が別に定める。						
排泄管理支援用具	ストマ装具	身体(者・児)	ストマ造設の障害者(児)	—	—	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	8,800円 (蓄便袋)	—
						低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	11,600円 (蓄尿袋)	—
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	身体(者・児)	高度の排便若しくは排尿機能障害又は脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な者。	—	3歳以上	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	12,000円 (おむつ・ガーゼ・サラン・脱脂綿・洗腸用具)	—
	収尿器	身体(者・児)	高度の排尿機能障害	—	—	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	(男性用) (普通) 7,900円 (簡易) 5,800円 (女性用) (普通) 8,700円 (簡易) 6,000円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体(者・児)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)	3級以上(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	—

※1 設置必要台数は、千葉県火災予防条例(昭和32年千葉県条例第1号)第29条の3に規定する設置基準によるものとする。

※2 ①標準型・32×18行両面書真鍮板型 ②標準型・32×18行両面書プラスチック

③携帯型・32×18行片面書真アルミニウム ④標準型・32×18行片面書

※3 ネブライザー、電気式たん吸引器における「同程度の身体障害者(児)」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で、現に呼吸器機能に障害があり、在宅での生活が困難なため本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者をいう。

上記の種目は在宅者に限る。ただし、下線のある種目については、この限りではない。